

事業主 様

北海道労働局長登録教習機関 登録番号:北労安教第15号  
 (公社)北海道労働基準協会連合会(インボイス発行事業者)  
 旭川支部(旭川地方労働基準協会内)

## 玉掛け技能講習のご案内

労働安全衛生法61条(安衛施行令第20条16号)では、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務については、玉掛け技能講習を修了した者など法定の資格を有した者でなければ、当該業務に就かせてはならないとされています。

つきましては、下記要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

### 記

- 1 受講資格  
18歳以上



- 2 講習日程(3日間) **定員40名**

		受講日	時間(休憩含)	会場	受付期間	
第1回	学科	令和8年4月17日(金)	8:30~17:00	学科:旭川市工業技術センター (旭川市工業団地3条2丁目)	2/17~4/3	
		・4月18日(土)	8:30~18:00 免除者12:30~18:00			
	実技	・4月19日(日)	8:00~16:00			
第2回	学科	令和8年6月26日(金)	8:30~17:00		実技:旭川市工業技術センター 駐車場	4/24~6/12
		・6月27日(土)	8:30~18:00 免除者12:30~18:00			
	実技	・6月28日(日)	8:00~16:00			
第3回	学科	令和8年8月28日(金)	8:30~17:00			6/26~8/7
		・8月29日(土)	8:30~18:00 免除者12:30~18:00			
	実技	・8月30日(日)	8:00~16:00			
第4回	学科	令和8年10月30日(金)	8:30~17:00			8/28~10/16
		・10月31日(土)	8:30~18:00 免除者12:30~18:00			
	実技	・11月1日(日)	8:00~16:00			

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

- 3 講習料  
 全科目受講 **30,805円**(消費税10%を含む)  
 内訳:受講料29,100円、テキスト代1,705円  
 科目免除者 **28,505円**(消費税10%を含む)  
 内訳:受講料26,800円、テキスト代1,705円  
 ※使用テキスト:玉掛け作業者必携(日本クレーン協会発行)

- 4 申込方法  
 受付期間内に、**受講申込書**を当協会に提出して下さい。  
 ※先着順に受付し、**定員40名**に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。

- 5 講習料納入方法  
 受講料の支払方法は原則振込となります。  
 ※申込書受理後、請求書を発行いたしますので、請求書に記載されております期日までに、お振込み下さい。

- 6 申込書に添付するもの  
 (1) **写真2枚**(30ミリ×24ミリ)  
 背景無地、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの  
 (※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限り)  
 (2) **科目免除者**は、所持している小型移動式クレーンなどの修了証や、クレーンなどの免許証のコピー(表・裏両面)が必要です。

- 7 修了証  
 学科及び実技の修了試験合格者に、講習後約2週間で札幌の本部より郵送されます。

8 区分及び講習科目・時間（下記時間数に修了試験:学科1時間・実技1時間が追加になります）

講習科目 免除区分等		学科			実技		講習時間の合計	
		クレーン等の玉掛けの方	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	クレーン等に関する知識	関係法令	クレーン等の玉掛け		クレーン等の運転のための合図
全科目受講者		7時間	3時間	1時間	1時間	6時間	1時間	19時間
※科目免除者	① クレーン・デリック運転士免許を受けた者	7時間	免除	1時間	1時間	6時間	免除	15時間
	② 移動式クレーン運転士免許を受けた者							
	③ 揚貨装置運転士免許を受けた者							
	④ クレーン運転士又はデリック運転士(旧名称)免許を受けた者							
	⑤ 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者							
	⑥ 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者							

※科目免除者とは、①～⑥の内、いずれかの資格を所持している者が該当します。  
 （ただし、クレーン特別教育(5t未満)修了者は免除に該当しません。）

9 受講の取消

講習初日の2営業日前までに取消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

10 留意事項

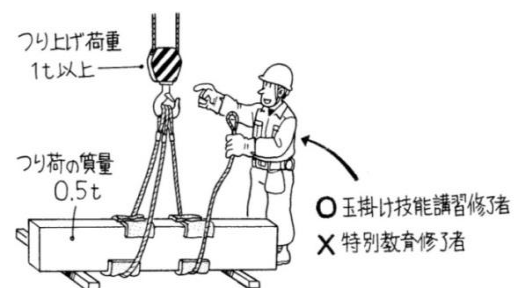
- (1) 遅刻者については、講義開始後の入室は認めませんので、ご注意願います。
- (2) 実技は雨天でも実施しますので、雨具等をご用意下さい。

11 その他

本講習は「人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース」の対象になります。  
 申請に必要な書類・証明等及び受験結果のお問い合わせは、(公社)北海道労働基準協会連合会にお願い致します。 TEL 011-747-6141

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター6階  
 申込み・旭川地方労働基準協会内  
 問合せ先 公益社団法人北海道労働基準協会連合会旭川支部  
 TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

玉掛け作業とは……  
 ワイヤロープなどの玉掛け用具を用いて、クレーン等のフック(つり具)に荷を掛けたり、外したりする作業をいいます。



※ 玉掛け技能講習を修了して5年以上の方は、再教育を受ける努力義務が定められています。(R8.2.25開催)

その他、クレーン関係講習予定

- 小型移動式クレーン運転技能講習→R8. 5. 22～24 R8. 7. 24～26 R8. 10. 2～4
- 床上操作式クレーン運転技能講習→R8. 5. 8～10
- 5t未満クレーン特別教育→R8. 5. 30～31 R8. 8. 8～9 R8. 10. 10～11 R8. 12. 19～20 R9. 3. 13～14

